

令和 6 年度第 4 回勝浦警察署協議会

1 開催日

令和 7 年 2 月 1 9 日（水曜日）

2 開催場所

勝浦警察署

3 出席者

・協議会委員 6 人 ・警察署 1 0 人

4 業務報告

（1）令和 6 年中の犯罪発生状況について

（2）令和 6 年中の交通事故発生状況について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】速度管理指針について

【答申】なし

6 委員からの要望・意見等

【意見】自転車乗車時のヘルメット着用について

自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっていますが、全国的な着用状況について教えてください。

【回答】警察庁が令和 6 年 7 月に実施した調査によりますと、ヘルメット着用率の全国平均は 1 7 . 0 % のことです。最も着用率が高かったのは愛媛県で、6 9 . 3 %、最も着用率が低かったのは大阪府で、5 . 5 %となっています。

なお、千葉県は 6 . 5 % で大阪府に次いで着用率が低い結果となっています。

【意見】交通取締りについて

交通安全のことを考えると、防犯カメラを使ったり警察がカメラを設置して取締りをすれば、より効率的に取締りができるのではないかと思います。

また、違反や事故が多い場所などに車に反応するセンサーを設置してアナウンスが流れれば違反や事故も少なくなるのではないのでしょうか。

【回答】速度自動取締装置以外で取締り目的でカメラを設置している場所は県下はありません。

事件事故が発生した際に、店舗に設置された防犯カメラや関係車両のドライブレコーダーの映像を活用して事故の捜査を実施することはありますが、交通取締りに

関しては、カメラを常に設置となりますと肖像権の問題等があり、活用するのは難しい現状があります。

【意見】空き家が多くなっていることについて

人口減少に伴い空き家が増え、周辺住民の安全性を心配する声を聞きます。

【回答】空き家に対する給湯器等の盗難事件が散発していることから、昨年、大多喜町の集落支援員の方が開催している会議に出席させて頂き、空き家での盗難対策として、空き家の見通しを良くすることやセンサーライトの設置等について説明をさせていただきました。

その際、この地区は空き家が多い等といった情報を頂ければパトロールに活かせる旨を伝えましたが、行政としても空き家の管理を専門に行っている訳ではないようで、積極的な依頼を受けるまでには至っていません。

とはいえ、行政としては移住対策として空き家バンクの促進等に力を入れているようですし、空き家対策を疎かにしている様子もありませんので、今後も連携を取りつつ、夜間のレッド走行等、犯罪抑止に繋がる各種取組を推進していきます。

【意見】キャンペーンの参加のお願いについて

勝浦支部保護司会では、犯罪や非行を防止し立ち直りを支えることを目的とする「社会を明るくする運動キャンペーン」を行っております。

この活動は、夏休み期間の1日を使ってのぼり旗を掲げ、ビラやティッシュ、ボールペンを配布しながら非行のない明るい社会を築くことへの理解を求めて協力の呼びかけをしており、このキャンペーンにぜひとも勝浦警察署にも参加して頂ければと思っております。

【回答】保護司の業務である「立ち直り支援」「犯罪や非行のない明るい地域社会づくり」については、当署としても連携、協力していくべきであると考えています。

保護司の方々が毎年夏にキャンペーンを行っていることは把握しており、一昨年は警察官の参加があったかと思いますが、昨年は諸事情により不参加という形になってしまいました。

キャンペーンだけでなく、社会貢献活動として駅の清掃等を行っていることも聞いています。

そのような行事には積極的に参加したいと考えておりますので、事前に生活安全課まで声を掛けて下さい。

【意見】防犯カメラの設置予定について

これから防犯カメラの設置台数を増設する予定はありますか。

増設予定があれば、その時期や設置場所、台数を教えて下さい。

【回答】警察が管理する防犯カメラを設置する予定はありません。

しかし、令和6年12月17日に開催された第41回犯罪対策閣僚会議において「闇バイトによる強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」が決定されたほか、同日に国会で成立した補正予算では、「防犯カメラの設置、青パトの整備」などの闇バイトに対する防犯対策強化の取組支援としての予算が計上されています。

また、県による、「市町村防犯カメラ等設置補助事業」として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所に市町村が実施する防犯カメラの設置事業（上限20万円、補助率2分の1以内）に対して補助する制度がありますので、これを有効活用するよう働きかけを行っています。

【意見】カーブ付近の車の駐車について

先日、市内の国道を走行していたところ、カーブの途中で外側線より車道側にコーンが置かれてぶつかりそうになりました。

このコーンを避けるため、対向車線に出なければならず、対向車とのすれ違いで渋滞も発生していました。

コーンの内側には家の敷地から国道にはみ出した状態の車が停められており、その場所は空き家を購入した方がリフォームしている途中であると後日聞きました。

カーブの途中という見えにくい場所で大変危険と感じましたが、このような行為は問題ないのでしょうか。

【回答】問題があるか否かは現場を見てみないことには分かりませんが、道路使用許可をする際、許可条件を付しています。

お話を聞く限り、危険な状況と見受けられますので、警察が現状を確認して許可条件の範囲で指導することは可能です。

【意見】地域のパトロールについて

地域のパトロールをして頂き、安全・安心を意識できますが、パトロールの頻度やパトロールをする際の目的を教えてください。

【回答】パトロールの頻度は決めていません。

犯罪や事故を防止する目的で、犯罪等が多発する時間帯を重点的に実施したり、通学路の安全を確保する目的で実施しています。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし